

平成31年度

一般廃棄物処理実施計画(ごみ処理)

仮設焼却炉施設

平成31年3月

伊達地方衛生処理組合

平成31年度
一般廃棄物処理実施計画（ごみ処理）
仮設焼却炉施設

1. 目的

この実施計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「伊達地方衛生処理組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき定める。

東京電力福島第一原子力発電所の事故に由来する「放射性物質汚染対処特措法」により、除染から生ずる可燃性廃棄物、及び放射性物質に汚染されたことにより、利用・処分できなくなった可燃性廃棄物を、仮設焼却炉にて焼却処理するために計画するものである。

2. 計画期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

3. 対象区域及び処理対象人口

(1) 対象区域（1市3町）

伊達市、桑折町、国見町、川俣町

(2) 処理対象人口

平成31年度 94,693人 ※一般廃棄物処理基本計画による

4. 廃棄物処理計画量

（単位：t）

項目	搬入量	一時保管
	可燃ごみ （事故由来可燃物）	焼却灰、飛灰処理灰
処理計画	0	130

平成31年3月27日で事故由来可燃物の搬入を完了し、平成31年4月で受入残の650tを焼却処分する。

5. 一般廃棄物の処理主体及び処理方法

廃棄物の種類	収集運搬の主体	中間処理		最終処分
		主体	処理方法	
可燃ごみ （事故由来可燃物）	/	組合	焼却処理	場内テントに一時保管

6. 一般廃棄物の処理計画

(1) 収集運搬計画

① 収集回数及び収集方法

分類	廃棄物の種類	収集回数	収集方法
	可燃ごみ （事故由来可燃物）	/	/

(2) 中間処理計画

焼却施設

焼却炉から排出される放射性物質、ダイオキシン及び大気汚染物質に対応すべく焼却炉の点検・整備を定期実施し、焼却能力の維持管理を図り、運転マニュアルに添った焼却炉運転を行なう。

(単位：t)

項目	ごみ焼却施設
搬入量	0
処理量	650

(3) 最終処分処理計画

仮設焼却炉から排出される焼却灰、飛灰については、最終的に国が設置する中間貯蔵施設等へ搬出される計画から、平成27年度より場内の保管テントにて一時保管するもの。

また、焼却灰等に含まれる放射性物質が外部に漏れないよう万全を期す。

(単位：t)

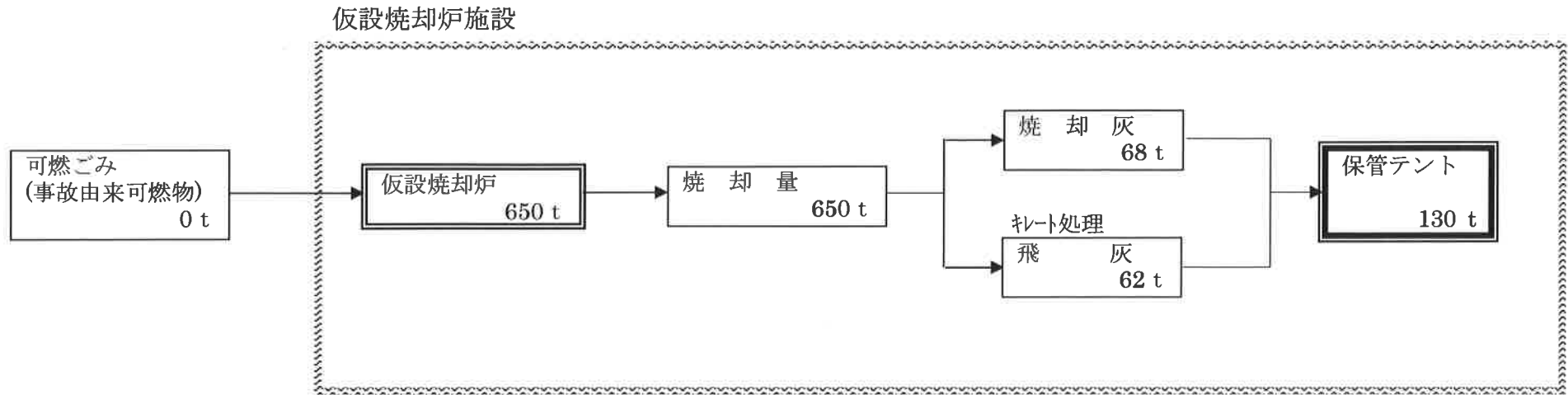
項目	焼却灰	飛灰 (キレート処理灰)	合計
テント 保管量	68	62	130

7. 施設概要

ごみ焼却施設

項目	内容
所在地	伊達市霊山町石田字笹平 外地内
処理能力	130t / 24時間 (1炉)
処理方式	連続燃焼式ロータリーキルン炉
運転開始	平成27年 4月

平成 3 1 年度ごみ処理フローシート（予測）



平成 31 年 3 月 27 日で事故由来可燃物の搬入を完了し、平成 31 年 4 月で受入残の 650t を焼却処分する。